

市議第 3 号

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

提出者	各務原市議会議員	小 島 博 彦
賛成者	〃	古 川 明 美
賛成者	〃	黒 田 昌 弘
賛成者	〃	池 戸 一 成
賛成者	〃	足 立 孝 夫
賛成者	〃	川 瀬 勝 秀

提案理由

地方自治法の改正に鑑み、市議会における手続きのオンライン化を可能とする等のため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 川嶋 一生 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条の2ただし書中「第20条第1項」を「第20条（秘密会）第1項」に改める。

第18条第2項を削る。

第21条第2項中「者は」を「者が」に、「出席する」を「説明する」に改める。

第22条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条第3項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第29条第3項中「方法で」を「方法により」に、「に出席する」を「で意見を述べる」に改め、同条第4項中「文書」を「文書等」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。